

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和4年4月1日

国土交通省海事局

国土交通省は、令和4年2月4日（金）から令和4年3月6日（日）まで、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。その結果、本件に関して1件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方を以下の表のとおりまとめましたので公表いたします。

ご意見の概要	考え方
公布から施行までの期間は数ヶ月で十分ではないか。	今般の改正は、船舶において使用可能な防汚方法を制限するものであり、船舶所有者には防汚方法を変更する等の時間を要する措置が求められることから、十分な周知期間を置くこととしています。

皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。